

『十訂版 図解・租税法ノート』追録  
平成30年度 税制改正の要旨

## I 個人所得課税

### 1 給与所得控除等の見直し

- ① 控除額を一律10万円引き下げ
- ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げ
- ③ 特定支出控除について旅費・帰宅旅費等の改訂
- ④ ①②の見直しに伴い、源泉徴収税額表（月額表・日額表）、賞与、年末調整等については、所要措置が講じられる

### 2 公的年金等控除の見直し

- ① 控除額を一律10万円引き下げ
- ② 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額について、195.5万円の上限を設ける
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超え、2,000万円以下である場合の控除額を上記①及び②の見直し後の控除額から一律10万円、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が2,000万円を超える場合の控除額を上記①及び②の見直し後の控除額から一律20万円、それぞれ引き下げ

### 3 基礎控除

- ① 控除額を一律10万円引き上げ
- ② 合計所得金額が2,400万円を超える個人については、その合計所得金額に応じて控除額が通減、合計所得金額が2,500万円を超える個人については、基礎控除の適用なし

### 4 所得金額調整控除

- ① その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を、給与所得の金額から控除
- ② その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額及び公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額の合計額から10万円を控除した残額を給与所得の金額から控除

### 5 青色申告特別控除

- ① 青色申告特別控除の控除額を65万円から55万円に10万円引き下げ
- ② ただし、(イ)帳簿等の電磁的記録の備付け及び保存、又は(ロ)所得税確定申告等に「e-Tax」使用のいずれかを満たす者は、青色申告特別控除の控除額は65万円

※ 上記1から5の改正は、平成32年分以後の所得税について適用する

### 6 土地・住宅税制の適用期間の延長

- ① 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 → 2年延長
- ② 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等 → 2年延長
- ③ 特定の居住用財産の買換え等の場合の長期譲渡所得の課税の特例 → 2年延長

## 7 森林環境税及び森林環境譲与税の創設

- ① 森林環境税 → 国内に住所を有する個人に対して、年額1,000円を課する国税
- ② 森林環境譲与税 → 森林環境税収入額に相当する金額の市町村及び都道府県への譲与

## II 資産課税

### 1 事業承継税制の特例の創設等

- ① 特例後継者が特例認定承継会社の代表権を有していた者から贈与又は相続若しくは遺贈により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する
- ② 特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式も、特例承継機関（5年）内に当該贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り特例対象
- ③ 事業承継税制における雇用確保要件（5年平均8割）を満たさない場合でも、納税猶予期限の確定なし。ただし、満たせない理由記載の書類を都道府県へ提出が必要。なお、その理由が経営状況の悪化である場合又は正当なものと認められない場合、特例認定承継会社は、認定経営革新等支援機関から指導及び助言を受け、当該書類にその内容の記載が必要
- ④ 経営環境の変化を示す一定の要件を満たす場合において、特例承継期間経過後に、特例認定承継会社の非上場株式の譲渡をするとき、特例認定承継会社が合併により消滅するとき、特例認定承継会社が解散をするとき等には、税猶予税額を免除
- ⑤ 特例後継者が贈与者の推定相続人以外の者（その年1月1日において20歳以上である者に限る）であり、かつ、その贈与者が同日において60歳以上の者である場合には相続時精算課税の適用可  
※ 上記の改正は、平成30年1月1日から平成39年12月31日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用

### 2 一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し

- ① 一般社団法人等に対して贈与等があった場合の贈与税等の課税の見直し
- ② 特定の一般社団法人等に対する相続税の課税  
特定一般社団法人等の理事である者が死亡した場合には、次の算式にて計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課する

【算式】 当該特定一般社団法人等の純資産額／その死亡の時にける同族理事（被相続人含む）の数＋1  
上記により特定一般社団法人等に相続税が課税される場合には、その相続税の額から、贈与等により取得した財産について既に当該特定一般社団法人等に課税された贈与税等の額を控除

※ この改正は、平成30年4月1日以後の一般社団法人等の理事の死亡に係る相続税について適用。ただし、同日前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の当該一般社団法人等の理事の死亡に係る相続税について適用し、平成30年3月31日以前の期間は、特定一般社団法人を満たす要件となる、相続開始前5年以内において、同族理事数の総理事数に占める割合が2分の1を超える期間に該当しない

### 3 土地に係る固定資産税の負担調整措置

宅地等及び農地の負担調整措置については、平成30年度から平成32年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、負担調整措置の仕組みを継続

### 4 土地の相続登記に対する登録免許税の免税措置の創設

### 5 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例についての見直し

### Ⅲ 法人課税

#### 1 所得拡大促進税制の改組（雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度の改組）

青色申告書を提出する法人が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合、（イ）平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が3%以上であること（賃金要件）及び（ロ）国内設備投資額が減価償却費の総額の90%以上であること（投資要件）の要件を満たすときは、給与等支給増加額の15%の税額控除が可。この場合において、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合20%以上である（教育訓練要件）ときは、給与等支給増加額の20%の税額控除（法人税額の20%を上限）が可（所得税も同様）

#### 2 情報連携投資等の促進に係る税制の創設

青色申告書を提出する法人で、同法の革新的データ活用計画の認定を受けたものが、施行の日から平成33年3月31日までの間に、その革新的データ活用計画に従ってソフトウェアを新設し、又は増設した場合で一定の場合において、情報連携利活用設備の取得等（取得価額の合計額5,000万円以上：投資要件）をして、その事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の5%（賃金要件を満たさない場合は3%）の税額控除との選択適用可。ただし、税額控除における税額控除は、当期の法人税額の20%（賃金要件を満たさない場合は15%）が上限

#### 3 中小企業における所得拡大促進税制の改組

青色申告書を提出する中小企業者等が、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、平均給与等支給額から比較平均給与等支給額を控除した金額の比較平均給与等支給額に対する割合が1.5%以上であるときは、給与等支給増加額の15%の税額控除可。ただし、次の要件を満たすときは、給与等支給増加額の25%の税額控除（法人税額の20%を上限）可

（イ） $(\text{平均給与等支給額} - \text{比較平均給与等支給額}) / \text{比較平均給与等支給額} \geq 2.5\%$

（ロ） 次のいずれかの要件を満たすこと

① 教育訓練費の前期の教育訓練費に対する増加割合が10%以上であること

② その中小企業者等がその事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明がされたこと

#### 4 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る所得の計算の特例の創設

法人が、特別事業再編計画の認定を産業競争力強化法の改正法の施行日から平成33年3月31日までの間に受けた事業者の行ったその特別事業再編計画に基づく産業競争力強化法の特別事業再編により、その有する株式を譲渡し、その認定を受けた事業者の株式の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べる（所得税も同様）

#### 5 その他

① 資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る収益の額として所得の金額の計算上益金の額に算入する金額は、原則としてその販売若しくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得るべき対価の額に相当する金額とすることを法令上明確化  
この場合において、引渡しの時における価額又は通常得るべき対価の額は、貸倒れ又は買戻しの可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合の価額とする

② 資産の販売等に係る収益の額は、原則として目的物の引渡し又は役務の提供の日の属する事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを法令上明確化する

- ③ 資産の販売等に係る収益の額につき一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って上記②の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、上記②にかかわらず、当該資産の販売等に係る収益の額は、原則として当該事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを法令上明確化する
- ④ 返品調整引当金制度の廃止（経過措置あり）
- ⑤ 長期割賦販売等に該当する資産の販売等について、延払基準により収益の額及び費用の額を計算する選択制度の廃止（経過措置あり）
- ⑥ 2年の適用期限の延長 → 交際費等の損金不算入制度・中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

#### IV 消費課税

- 1 国際観光旅客税の創設（出国1回につき1,000円）
- 2 たばこ税の見直し
- 3 地方消費税の清算基準の抜本的な見直し

#### V 国際課税

- 1 恒久的施設（P E : Permanent Establishment） 関連規定の見直し
  - ① P E 認定の人為的回避防止措置の導入
  - ② 租税条約上のP E の定義と異なる場合の調整規定等の整備
- 2 外国子会社合算税制等の見直し
  - ① 経済活動基準（金融持株会社 → 事業基準を満たすこと）
  - ② 会社単位の合算課税制度における適用対象金額
  - ③ 部分合算課税制度における部分適用対象金額
  - ④ 外国金融子会社等に係る部分合算課税制度
  - ⑤ 二重課税調整

#### VI 納税環境整備

- 1 申告手続の電子化促進のための環境整備
  - ① 大法人の法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出については、これらの申告書に記載するものとされる事項に電子情報処理組織を使用する方法（e - Tax）により提供しなければならない
  - ② 消費税の申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設
  - ③ その他電子化促進のための環境整備
- 2 年末調整手続の電子化
- 3 共通電子納税システム（共同収納）の導入
- 4 eL T A X（地方税ポータルシステム）の安全かつ安定的な運営のための措置